

ながさき健康長寿サポートメンバー制度実施要綱

健康長寿日本一の長崎県づくりに向け、「ながさき健康長寿サポートメンバー制度」を実施するため、本要綱を制定する。

（目的）

第1条 健康長寿日本一長崎県民会議（以下、「県民会議」という）の趣旨に賛同する企業、団体（以下、「サポートメンバー」という）の自主的な活動により、多くの県民が健康に関する情報に接し、また、健康に関する取組に参加できるようになることを目的とする。但し、サポートメンバーの活動について、県が評価を与え、保証するものではない。

（登録申請の要件）

第2条 サポートメンバーへの登録申請を行うことができる者は、県民会議の趣旨に賛同し、啓発資材の県への提供や独自の啓発、イベント、講演会、研修会の開催等により、長崎県民のための健康づくり支援の活動を自主的に行う企業、団体とする。

2 サポートメンバーの活動範囲は、県内全域とするもの及び県内の一部の地域とするものいずれも可とする。

3 国及び地方公共団体は、サポートメンバーとしての登録はできないものとする。

4 サポートメンバーは、以下の各号に該当しないものとする。

(1) 暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有すること

(2) 国税、地方税、社会保険料、労働保険料を滞納していること

(3) 労働安全衛生法、健康増進法の規定に違反していること

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていること

(5) 長崎県から指名停止措置を受けていること

（活動の要件）

第3条 支援活動の要件は次の全てを満たすものとする。

(1) 長崎県内の長崎県民のための健康づくり支援の活動であること

(2) 自らの構成員のみを対象とするものでないこと

(3) 特定商品・サービス等の販売や宣伝を伴う活動を行わないこと

(4) その他サポートメンバーの活動にふさわしくないと知事が認める活動でないこと

（申請）

第4条 サポートメンバーの登録を希望するものは、ながさき健康長寿サポートメンバー登録申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(審査)

第5条 知事は、サポートメンバーの登録申請内容を審査するため、第2条及び第3条に掲げる要件の適否について審査を行い、その結果を申請者に通知するとともに、登録情報を名簿に掲載し、認定証を交付する。

2 前項の認定証の有効期間は、認定日から3年間とする。

(周知)

第6条 知事は、サポートメンバーとして登録された企業・団体の活動の概要等の情報を県のホームページに掲載し、県民に対し周知するものとする。

(サポートメンバーの責務)

第7条 サポートメンバーは、事業所等に認定証を掲示し、サポートメンバーであることを表示すること。

2 サポートメンバーは、啓発資材の県への提供や独自の啓発、イベント、講演会、研修会の開催等により、長崎県民のための健康づくり支援として申請した活動を年1回以上実施すること。

3 サポートメンバーは、知事から要請があった場合には、県や市町が提供する健康づくりに関する情報の発信に協力すること。

4 サポートメンバーは、名簿に掲載された日の属する年度から、毎年度の活動内容について、3月末日から4月20日までに、ながさき健康長寿サポートメンバー活動報告書(様式第2号)により、知事に報告すること。

5 サポートメンバーは、本要綱の内容を把握し、その内容を遵守すること。特に、県が一定の評価を与え、保証又は推奨していると県民に誤解を与える表記、活動等を行わないこと。

(削除)

第8条 知事は、サポートメンバーが第2条若しくは第3条に掲げる要件を満たさなくなった場合又は第7条の規定に反する場合には、当該企業・団体を名簿から削除することができる。

(抹消及び変更)

第9条 サポートメンバーは、名簿から抹消する場合又は活動内容に変更があった場合には、ながさき健康長寿サポートメンバー内容抹消・変更届出書(様式第3号)により、速やかに知事に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和元年 8 月 15 日から施行する。